

# 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの  
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策については、後日とりまとめる。

## 【所得税】

### ○ 1. 雜損控除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、22年分所得での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

### 2. 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例

住宅や家財の損失に係る災害減免法の適用について、22年分所得での適用を可能とする。

### ○ 3. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、22年分所得で純損失が生じた場合には、更に21年分所得への繰戻し還付を可能とする。
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を5年とする。

### 4. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、24年分以降の残存期間の継続適用を可能とする。

### 5. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

### ○ 6. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%（現行：40%）に拡大する。

また、認定NPO法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）。

## 【法人税】

### ○ 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額につ



